

低入札価格調査制度の改善について

令和5年4月1日より低入札価格調査制度を次のとおり改善します。

1 対象工事

原則として、設計金額1億円以上（上下水道設備（電気・機械）工事等は、設計金額2,500万円以上）の工事及び総合評価方式を適用する工事。

上下水道設備（電気・機械）工事等とは、ゲート設備、ポンプ設備、受変電設備、運転操作設備及びそれらに類する機械又は電気設備工事をいいます。

2 調査基準額

予定価格の75%～92%の範囲内で、次の算出式により求めた額。

調査基準額（税抜）

$$= \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費（積上分及び率分）} \times 0.9 \\ + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68$$

工事費内訳については別表を確認してください。

ただし、解体工事については上記によることなく、予定価格の75%を下らない範囲で設定します。

3 適正な履行確保の基準

契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であるかどうかの判断を行うための基準を規定しています。

この基準には、「基本的判断基準」と「数値的判断基準」があり、すべてを満たさない場合は、原則として落札者となれません。

4 調査の進め方

「数値的判断基準」のうち、「工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準」のすべてを満たさない場合は、事情聴取することなく「失格」とします。

低価格入札者から提出された見積書が、工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準をすべて満たしている場合に限り、事情聴取に必要な資料（追加資料）の提出を請求します。

なお、見積書や追加資料が、指定の期限までに提出されなかった場合は「無効入札」とします。

事情聴取は、低価格入札者から提出された資料に基づいて行います。

事情聴取を行ったにもかかわらず、疑問が残る場合は、必要に応じてさらに

資料の追加請求をし、調査を行います。

調査の結果、「適正な履行確保の基準」のすべてを満たしていると判断された場合、落札者（又は落札候補者）に決定します。

適正な履行確保の基準

低入札価格調査は、提出された工事費内訳書及びその積算の資料等（以下「見積書」という。）及び追加資料に基づいて、次の履行確保の基準を満たしているかの調査を行います。詳しくは尾道市低入札価格調査制度事務取扱要領（以下「要領」という。）及び同要領別記「適正な履行確保の基準」を確認してください。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。
- (5) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。

2 数値的判断基準

- (1) 数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 入札書に記載した価格と工事費内訳書に記載している工事費総額が一致しており、明らかに工事の品質及び安全確保の履行がされないと認められる違算がないこと。
- (3) 次に掲げる工事費総額判断基準及び工事費内訳判断基準をすべて満たしていること（ただし、公告その他適切な方法により周知した解体工事及び上下水道設備（電気・機械）工事等については、当該判断基準を適用しないものとする。）。

なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設费率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。

したがって、積算の内訳はこれに従って作成されたものでなければならない。

また、次の工事費総額判断基準及び工事費内訳判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については別表によるものとする。

工事費総額判断基準

入札書に記載した価格が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格以上であること。

工事費総額失格基準価格（税抜）＝

直接工事費×a＋共通仮設費×b＋現場管理費×c＋一般管理費等×d
（千円未満切り上げ。係数a、b、c、dは次表により算出する。）

係数	設計金額(税込)		
	1億円未満	1億円超 3億円未満	3億円以上
a	0.97	$0.97 + 0.22/2 - 0.22/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.75
b	0.90	$0.90 + 0.20/2 - 0.20/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.70
c	0.90	$0.90 + 0.20/2 - 0.20/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.70
d	0.30	0.30	0.30

工事費内訳判断基準

- ① 直接工事費は、市が積算した直接工事費の75%以上であること。
- ② 共通仮設費（積上分及び率分）は、市が積算した共通仮設費（積上分及び率分）の70%以上であること。
- ③ 共通仮設费率分は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。
なお、建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む）の場合にあっては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。
- ④ 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費並びに現場従業員の人件費が計上されているとともに、市が積算した現場管理費の70%以上であること。
- ⑤ 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の30%以上であること。

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に用いる算出式の運用基準

別 表

(この表は、工事の種類毎に、「設計書に基づく工事費内訳」を最低制限価格又は調査基準額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準の算出式に用いる場合の運用基準です。)

工事の種類		最低制限価格制度及び低入札価格調査制度(最低制限価格等及び工事費内訳別判断基準の算出式)に用いる工事費内訳					
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等	
① 土木 工事	(ア) 下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等	
	(イ) 鋼橋製作	直接工事費+材料費+製作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等	
	(ウ) 電気(一般工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+機器間接費	一般管理費等+機器費×0.1	
	(エ) 機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等	
② 工 建 事 築	建築(建築機械設備、建築電気設備等を含む)	直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.25	一般管理費等	
③ 工 下 事 水 道	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1	
④ 上 水 道 工 事	厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表で積算した工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
		電気設備※ 機械設備※	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1
算 出 方 法	最低制限価格又は調査基準額(右欄合計額)	×0.97		×0.9	×0.9	×0.68	
	工事費内訳別判断基準	75%以上		70%以上	70%以上	30%以上	
	工事費総額判断基準 (右により算出される額以上)	直接工事費×a+(共通仮設費積上分+共通仮設費率分)×b+現場管理費×c+一般管理費等×d(係数a、b、c、dは3ページの算出式参照)					

備考) 土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による

上水道工事に関する用語の定義：厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表による(※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による)

公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、②建築工事により算出する。

見積書等の提出

低入札価格調査の対象となった入札者へは、電話等により見積書の提出を連絡しますので、指定する期限（原則、開札後数時間以内）までに見積書（工事費内訳書、積算基礎資料）を提出してください。

また、要領第6条第3項の追加資料（別に記載する様式1～9）の提出を請求された入札者は、指定する期限までに当該追加資料を契約課へ持参してください。

なお、指定する期限までに見積書及び追加資料を提出しなかった低価格入札は無効としますので、開札時までに見積書及び追加資料を準備しておいてください。

低入札価格調査の実施

低価格入札者のうち入札価格の低い順に、次ページの「低価格入札があった場合の事務の流れ」のとおり、提出された見積書及び追加資料により適正な履行確保の基準を満たしているかの調査を実施します。

適正な履行確保の基準はすべての項目を満たしている必要があり、1項目でも満たしていない場合は、当該低価格入札者は原則として落札者としません。

必要に応じて、「単価表や二次製品等の見積書」の提出を求める場合もあります。

入札参加資格の事後審査

低入札価格調査により、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた」入札者は、入札参加資格確認資料の提出を請求します。

低価格入札があった場合の事務の流れ

